

災害時の行政対応について

宇部市防災危機管理課 弘中秀治

「(9) 行政の災害対応」

【0901】

我が国の防災分野において、基本となる法律は、(ア. 災害対策基本法 イ. 災害救助法 ウ. 消防法) である。

【0902】

中央防災会議は、内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、(ア. 防災増進計画 イ. 防災基本計画 ウ. 地域防災計画) を作成し、その実施を推進する等の役割がある。

【0903】

実動機関としての消防には、消防本部と消防団の2つがある。いずれの組織も市町村により運営されている。消防本部は、基本的には市町村の範囲で活動するが、被災市町村単独では対処が難しいような大規模災害時には、都道府県内の他市町村からの応援や、都道府県の範囲を超えた(ア. 協力支援隊 イ. 救急協力隊 ウ. 緊急消防援助隊) による広域応援などが行われている。一方、消防団は、普段は別の仕事をしながら訓練を行い、地域に密着して、いち早い消火・救助活動や避難誘導を行っている。

【0904】

医師、看護師、救急救命士、事務官から構成され、大規模災害や大事故などの現場に派遣され急性期医療(いわゆる「がれきの下の医療」)等に従事する医療チームを(ア. 災害派遣医療チーム<DMAT> イ. 特別救助隊 ウ. レスキュー隊) という。

「(11) 災害復旧と支援制度」

【1101】

災害救助法は、その目的に、「災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者(罹災者)の保護と社会の秩序の保全を図ること」を掲げており、その実施は、法定受託事務として、(ア. 都道府県知事 イ. 市町村長 ウ. 災害ボランティア団体) が行い、市町村長がこれを補助する。

【1102】

災害救助法の適用基準は、施行令に定められており、その基準は、市町村の人口規模に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合とされており、例えば、人口規模が10万人以上30万人未満の場合は、住家滅失数が100世帯を超えた場合に適用される。ただし、半壊・半焼世帯は、2世帯を、床上浸水世帯は、(ア. 2世帯 イ. 3世帯 ウ. 4世帯)をもって、1世帯の滅失と算定する。また、規模がこれ以下であっても、厚生労働省令によって適用を受けられる場合もある。

【1103】

(ア. 災害 イ. 巨大災害 ウ. 激甚災害)とは、災害対策基本法に規定する「著しく激甚である災害が発生した場合」に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助や被災者に対する特別の財政援助、被災者に対する特別の財政措置について定めた「激甚法(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律)」が適用される災害のことをいう。

「(31) 地域の再建と復興」

3105.災害復興の最終的な目標は、すべての被災者がそれぞれの物理的および精神的ダメージを克服し、結果として自立的で創造的な生活を取り戻すことにある。この目標達成のためには、(ア. 都市 イ. 住宅 ウ. 商店)・仕事・ヒューマンネットワーク(つながり)といった、3つの基本的な生活基盤の回復と確保が欠かせない。

3106.(ア. 災害対策基本法 イ. 災害救助法 ウ. 被災者生活再建支援法)は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災が契機となって平成10年に制定された法律で、被災者の生活再建に現金を支給する制度である。

3107.被災者生活再建支援法の対象となる自然災害は、災害救助法施行令第1条第1項第1号または2号に該当する被害が発生した場合の他、(ア. 10世帯 イ. 100世帯 ウ. 300世帯)以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村等の場合がある。

3108.被災者生活再建支援法の支給金額は、住宅の被害程度に応じて支給する支援金<基礎支援金>と住宅の再建方法に応じて支給する支援金<加算支援金>の合計となる。例えば、全壊した場合、基礎支援金は、(ア. 50万円 イ. 100万円 ウ. 500万円)である。ただし、世帯人数が1人の場合は、3/4の額になる。